

富士宮市文化財調査報告書 第11集

駿州富士郡二股村石経塚

1987

静岡県富士宮市教育委員会

本書は静岡県富士宮市栗倉字久保谷戸1051-1番地に所在する『駿州 富士郡二股村石経塚』の調査報告書である。

本石経塚は昭和60年10月25日、同市栗倉934-1番地 小林贈三氏所有の墓地移転に伴って新発見され、以後調査は小林家、ならびに地元の皆様の写経石洗浄作業等の御援助を得て、若林淳之静岡大学教育学部教授の御指導のもと、富士宮市教育委員会が実施したものである。

また、次の各氏に調査研究の御教授をいただいている。

小川賢之輔富士宮市域自然調査研究会特別会員、遠藤秀男富士宮市史執筆委員、野村恭尊富士宮市文化財保護委員、渡辺脩富士市文化財愛好会会长 金子浩之伊東市教育委員会学芸員、鈴木重治榛原郡川根町教育委員会派遣社会教育主事

なお、調査に関する資料は、同市栗倉字久保谷戸1051-1番地 小林家新墓地内に安置、ならびに埋納保管され、実測資料、及び一部の写経石を富士宮市教育委員会で保管している。

駿州富士郡二股村石経塚について

若林淳之
馬飼野行雄
渡井一信

1. 二股村石経塚

中世末期以来だんだん盛んになった富士登山の、駿河から富士山頂を極める道は、駿河大宮を中心^{か（さ）}に発達したものと、いま一つは駿東郡御厨^{（さち）}を中心として発達した道の二つがあった。

駿東郡御厨地方を中心に発達した道の場合は暫くおくとして、駿河大宮を中心としたものについてのみ、この場合考えてみると、駿河大宮に集り富士山を極めようとするものは、遠江や三河をはじめとした上方（関西）の者が多かった。

遠江や三河、更には上方の富士登山者=道者たちが、通常通る道は富士川を船で渡り、岩本から岩本山にのぼり、高原を経て潤井川の金谷橋を渡って、伝馬町から浅間大社に詣で、水垢離等をとって通称山道（富士山道の略称であろう）を通り、舞々木を経て二股、栗倉、山辻等々を経て、西見付から村山に着き、村山から山頂にむかうのがこれであった。

しかし、岩本から大宮町に出て、浅間大社に立寄って、富士山を極めようとする場合、浅間大社で山役戸等を徴集されるのを嫌った道者たちの中には、岩本から岩本山、及び高原等を経ることなく、岩本山の麓を北上、更に凡夫川に添って、途中神威等を経て東見付から村山に入るという道を撰らぶ者も少くなかった。

この凡夫川にそって北上する道者は、少くとも浅間大社にとってみれば、山役戸のがれの違法のものであったから、浅間大社はしばしば葦山代官所に訴え出て、その違法の禁止を求めたりしていた。

浅間大社を出発した道者は、先にも述べた山道を通り、二股村付近にさしかかると、所謂道者道を通り村山に達するのであるが、この道者道にそって発見されたのが、駿州富士郡二股村の石経塚であった。

ところで、この石経塚の発見されたところは字地名を十三仏と呼ばれているところである。

この十三仏の字地名については、本来十三仏というのが、亡くなった人々の追善供養のため、初七日から三十三回忌にいたる十三回の供養仏事のために配当した仏菩薩を配したことから來た字地名であったのである。

即ち初七日不動、二七日釈迦、三七日文殊、四七日普賢、五七日地藏、六七日弥勒、七七日藥師、百箇日觀音、一周忌勢至、三周忌彌陀、七周忌阿閦、十三回忌大日、三十三回忌虛空藏、などと不動以下虛空藏までの仏菩薩を祀ってあるところであった。

しかし古くからの土地の人々の間には、似て非なる伝承があつて、栗倉に十二天という字地名のあるところから、十三仏や十二天の数を、かつてこの付近を開拓した、芝切百姓の数であろうと勝手に解釈し、二股村の十三人は栗倉村十二人と争い、十三人が敗れたため十三の仏が祀られるようになっ

たのであるといわれて來たのであるが、どうもこの伝承は十三仏という本來の意味を見失ったものであつたのであろう。

ともあれ、十三仏という字地名や、その字地名に対応する仏菩薩の存在は、それが富士登山とかわりがあるとは言いきれないが、人々の亡靈の追善供養をするための信仰の場であったのである。

ところで、この十三仏のあるところは、近代に至って道路工事が実施されるにともなって、その状況は大きく変化し、追善供養の場である十三仏に接して、これから問題にしようとする石經塚があつた筈であるのに、開かれた道に、恰も両者は何の関係のないもののようにされていったのである。

2. 二つの石仏

既に述べたように、十三仏という字地名は、不動以下虚空藏に至る十三の仏像を安置し、人々の亡靈を追善供養する信仰の場であったが、この十三仏を安置した西側を、先にも指摘した富士山への道が開かれていて、その所謂道者道も年々拡幅され、十三仏に連なる裾の部分はこの道によって切断され、独立した小丘状になっていた。

この小丘状の東側の端に、古い石仏像が二基建っていた。一つは釈迦如來立像（舟型光背・半肉彫り）で、いま一つは釈迦如來座像（舟型光背・半肉彫り）で、この座像は蓮華座に座してもいた。

この二つの石仏像については、その詳細を図示しているので省略するが、注目されるのは二つの石仏像とも銘文が彫られていることであった。この銘文について見ることにしよう。

（ア）釈迦如來立像銘文

この銘文は左右二行に彫られていて

向って右側「奉造立念仏構中男女」

向って左側「同行四十六人宝永七寅九月日」

と彫られていた。いっぽういま一つの釈迦如來座像について見ると、これには座像の左右と、更には蓮華座の部分と、合計三ヶ所にかなりの字数の銘文が彫られていた。即ち、

右側 駿岳富士二股村本願阿闍梨宥傳敬白

奉造礼 秋父 坂東

湯殿山

とあり、また、

左側 西国四國

奉書写大乘妙典

石經成就宝永六巳丑年八月 本尊若林嘉兵衛

とあり、更に蓮華座には、

助願

若林嘉兵衛

曾比奈

渡辺半左衛門

等々と記されていた。

ここで、以上銘文の意味する内容について考えてみると、これら二つの石仏像の建てられた年代は、何れも宝永6年（1709）とか、同7年（1710）となっていた。また石仏像を建てた人であるが、これには座像に本尊施主若林喜兵衛とあるように、若林喜兵衛が施主になって建てて、これを援助する、それは助願という事であろう若林基兵衛と、曾比奈（富士市大淵）の渡辺半左衛門の二人が、それに当って建てたものであるらしい。

次に何のために建てたのかというと「奉書写大乘妙典石經成就」のためであったらしい。つまり大乘妙典を石に書いたり刻んだりすることが石經というのであるが、この場合書写とあるから、石に書いたのであるが、それが一應成就=完成したので、宝永6年巳丑8月、この石仏像を建てたというのであった。

では大乘妙典を石に書写した人は、本願、つまり大乘妙典を石に書き、石經をつくろうとした本願主は阿闍梨宥伝であったらしい。勿論この宥伝がどういう僧侶であるのか明らかではない。

けれども、この宥伝が自ら言うには、それまでに秩父三十三ヶ所の観音靈場や、坂東三十三ヶ所の観音靈場をめぐったことは言うまでもなく、西国三十三ヶ所の靈場はおろか、御遍路さんで有名な四国の靈場めぐりも経験した行者であることを強調するとともに、湯殿山、湯殿山というのは山形県にあり、同じく山形県にある月山、羽黒山とともに出羽三山と呼ばれる山伏の修行道場であるとされている。阿闍梨宥伝はこの湯殿山にも參籠修行をした人物らしく、その宥伝が、本願主となって大乘妙典を石に書写し終ったのを契機に、若林喜兵衛らが施主となって、この釈迦如來座像を石に彫って建立したというのである。

これが宝永6年8月に建立された釈迦如來座像であるが、いっぽう、いま一つの釈迦如來立像である、この立像の建立年代は宝永7年と、座像建立の翌年に当るものであった。建立した人々は「奉造立念仏講中男女同行四十六人」とあって、念仏講（講）中の男女同行四十六人によるものであることは明らかである。

念仏講と言えば、侍者が集まって阿弥陀仏の名号を称え、念仏を修行する会合であって、これに集まる46人の男女がいくらかの金子を出しあって建立したものであった。ところでこの念仏講が、当時の二股村の住民をもって作られていた講であるのか、それとも他地方において結成された講中で、たまたま富士登山の途中宥伝の行為をきき、それにあやかって建立したものなのか、その何れかは明らかではないが、二股村に住む人々は、その仏教へのかかわり方を見ると、曹洞宗、及び日蓮宗等の門にかかる家が多い。従って南無阿弥陀仏を唱える念仏宗（淨土宗あるいは淨土真宗）にかかることは全く無いよう思われるが、新帰元の仏に対する村人たちの供養の場合に伝統的に南無阿弥陀仏と口誦する場合が顕著であったという風習があった事から、文書、記録でのこれを確かめることはできないが、存外この村にも男女によってなる念仏講があったものと思われる。従って私は、この念仏講は村外の講組織というよりは、二股村にあった講組織であったと考えるのである。

以上十三仏という供養の場から、道を隔てて存在する二基の釈迦如來の石仏像についてみたのである。

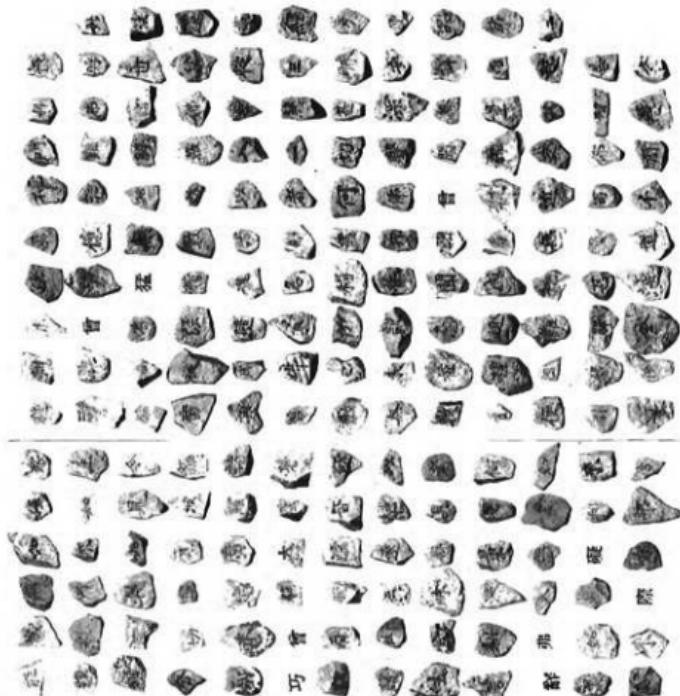
るが、次に考えなくてはならない問題は「石経成就」とある、石経のことである。

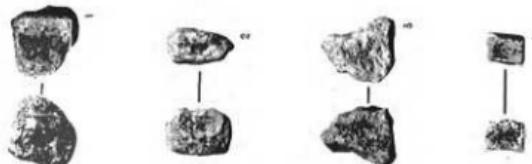
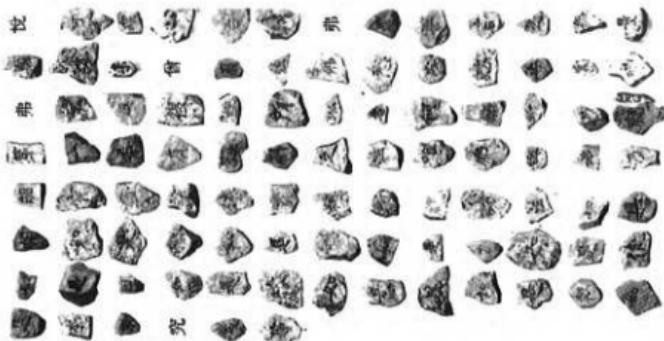
以下、その石経について見ることにしよう。

3. 石経について

現在、以上見た二基の石仏像は、小林昭三氏所有の山林内にあり、石仏像前の道路（県道）が近く拡幅されるという予定があり、そのため二基の石仏像はその位置を移す必要があり、小林氏はその移転工事に着手するとともに、二基の石仏像の立っている下の部分を若干掘ったところ、次に示すような比較的平たい小石に、一字ずつ経文の一字を書いた石が発見されたのであった。

発見された経文を書いた石は一つ一つ丁寧に掘りあげられて数えたところ52,830個あったという。勿論作業の途中において、他の土と混って無くなったもの、あるいは心ない見学者が失敬したものも若干はあったであろうが、とにかく大変の数であって、しかもその石は富士川水系の石であると言わされているから、他所からここに運ばれたものなのである。





また52,830個余の小石に、すべて一字ずつ経文中の字が書かれているのであるが、そのすべてが判読されるわけではない。判読できたのは8,387個と、全体の16%にすぎないが、それを音読にして並べてみたものが、次の表である。(注「ア 阿 44」とあるのは、ア行の阿という字が44個の石に見られたという意味である。)

という状況になっていた。

こうした使用文字から、宥伝は大乗妙典を書写したということから、その妙典は「法華經」であるのか、それとも「華嚴經」などであるのか、それを特定することは困難であるというべきであろう。つまり妙典という言葉自身、妙という字が用いられていることは、不可思議ということであって、そうした不可思議の力をもった仏典書という意味であるから、この場合あえて経典を特定する必要もないのかも知れない。

ともあれ、一つの石に、経文に用いられている字を一字一字丁寧に書いた、5万余の小石を地中に埋め、石経塚を造ったのであるが、その石経塚の上に、先に述べたような銘文をしたためた、石仏像を建立してあったというのが、駿河国富士二殿村の石経塚であったのである。

次に、何故このような石経塚が、ここに作られたのであろうか、その理由について考えてみよう。

写石經判読文字一覽(1)

写石經判読文字一覧(2)

4. 石経塚造立とその願い

宥伝が大乗妙典を石経にして（所謂一字一石経）、二股村十三仏の地に埋め、石経塚を造立したのは、宝永6年8月のことであり、またこの村の念仏講中46人の者が、石仏像の供養碑を建てたのは、宝永7年のことであった。果してこれは何のためであったのだろうか。しかも宥伝が如何に全国を股にかけて巡録したことのある修行僧であったとしても、一つ一つの石に、一字ずつ丁寧に経文の字を書きながら、念仏や題目かは知らないが口誦しながら、おそらく6万個近い石で経塚を造るということは、この苦しさに相当する願いがあったからであることは間違いない事である。

では行の苦しさに相当する宥伝や、その施主となった若林喜兵衛らの願いとは何であったのであるか。

私たちはこれらのことと、宝永年間の以上の事実に先行する、富士山宝永の大爆発と関係づけて考えることは当然のことであるように思う。つまりこの地に住む人々にとって、大変な恐怖であった宝永4年（1707）の富士山大爆発の再来など無いように祈りたい気持になることは当然のことであって、それがこうした一字一石経塚造立の根源であったのである。

では宝永の大爆発とはどんなものであったかについて、見ることにしよう。

『浅間文書幕』によれば、その所収する「富士本宮雜記抜抄」「富士山噴火記」大地震富士山焼出之事、「成島道筑不尽山祀禱記」「当山本宮記」当山本宮記 大宮年表 公文所旧記 等々の史料によって、宝永噴火の状況は明らかである。

以上のような宝永噴火の状況を伝える史料中、富士浅間本宮社僧、乘蓮院隱居飽休庵の書いた「富士山噴火記」大地震富士山焼出之事は出色的ものである。以下この史料によって宝永噴火の状況を見よう。

宝永噴火の発生したのは宝永4年11月23日（陰曆）昼四ヶ頃（午前・9時～11時）であった。しかしこの噴火に先だつこと約2ヶ月前、東海地方には大きな地震があった。この地震の巨大さは遠江国では新居宿や白須賀宿が、それによって津波ですべて流失する程であったという。いっぽうにこの地方の地震も激しく、

「内房村□□しらとり崩れ落、富士川より東の村を埋、村中□□男女不残死亡ス。其山之土石にて富士川堰止メ、三日□□川之流れ一水も流す。道中船場渡し河原陸也。人々□□如何に案し、三日目に崩れ流れ出ス。すさましき□□也。其以後地震輕々候得共、昼夜五六度震動しけり。□□日諸人仮小屋に猶々住居ス」

とあるように、芝川町にある白鳥山は崩れ落ち、その土砂によって麓の集落は埋まり、人々は多数死亡、また土砂は富士川を堰止め水は一滴も下流に流れず、人々は困惑していると3日目になってようやく流れ出したなどと地震の激しさを伝えるとともに、この間人々の多くは仮小屋住居をしていったという。

このような大地震のあった後、多分この地震が引金になったのであろう、11月23日になると、突然

富士山の爆発が起るのであった。即ち、

「摂月を越霜月廿三日之昼四つ過の比、諸人立騒き、あれあれ如何と怪み見物するに、富士山辰巳之方、八合目巣き所に、真白き駆鞠ほどの形にて、転々とくるくると舞ふ事、見る者驚すと言事なし、次第々々に増大になり、後に見る刻は、眞の白□の凝り堅まりて舞ふが如し、其故知る者なし。□よいよ夥敷なり、富士南面の空まで震顛覆ひ、殊に富士山震動する事頗りなり。諸人怪望の事故□転し、是は富士山今般崩れ傾落はと、山下之□家主は奉公人男女暇を遣し、牛馬を放ち、追□家財を捨置他郡へ口たるものあり。魂を冷し忙然と口東西南北に周章呼ぶ声哀れなり。怪むも道理也。此村里上へ、空まで雲の如くのもの靡き覆ひ来り、万一大地の崩れ落る時は、人々忽ちに死すべしとなん、他国はしらず。此里は天地も崩るる事かと悲しみけり。然る処に昼ハッ過より西風吹来り、彼奇物の雲まで東の方へ吹き靡ばしければ、人は暫く人心地して居る。然共どろどろと鳴こと止す。晩景になるに隨ひ、白色薄黒く成、暮合より焼火見へ始め、彼の白色の雲と見えしは黒煙に見へ、東のかたへ幾里とも知れず、丑寅の方さして靡き、夫より夜に入不断震動し、凄き大火となり、大空へ積り、捨丈余計りも火の玉飛あがり、其火山上へ落れば、微塵と散乱することおそろし、又見事なり。(中 略)

夜は益々震動凄しき故、戸障子二六時中くわうくわうひびき地震の如し。夜は富士面の村里明るき事燈いらず、家内まで聞き事なし。提亦箱根山御関所より東都迄は昼は提燈、家内も行燈を用ひ、駿東・御厨、殊に須走辺は、廿三日夜半より砂降り、或に石降り、又は大石など降り、人馬損しけり。たちまち居家砂降埋め、以後砂除掘り見るに、家□上には□□も降り積りしよし。扱十一日大、廿三日より、十二□八日夜半□に燈(焼)火消へ治り、其日數十六日也。(後略)」

とあるように 宝永4年の噴火の凄まじい状況を、乘蓮院隠居抱体庵は述べていた。

とりわけ抱体庵の言っているように「此里は天地も崩るる事かと悲しみけり」とあるように まさに末世の地獄のような恐怖の何時間、何日間を経験したという事であれば こうした爆発の再度発生しないよう祈るのも当然で、そうした祈りの凝聚したものが、二股村の石経塚であって、この石経塚の意味を知ることは、あらゆる災害に対する不斷の心懃けの重要さを教えてくれる、メモリアルでもあるのである。

図-1 位置図

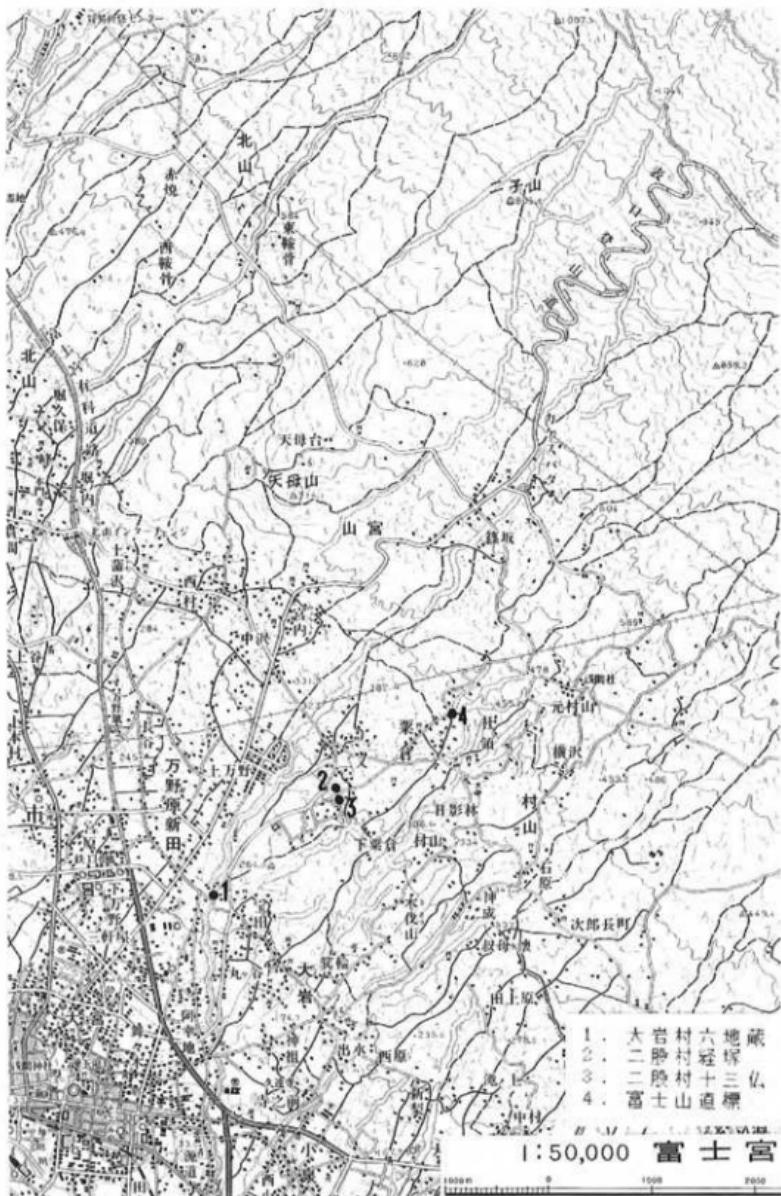


図-2 周辺の石造物

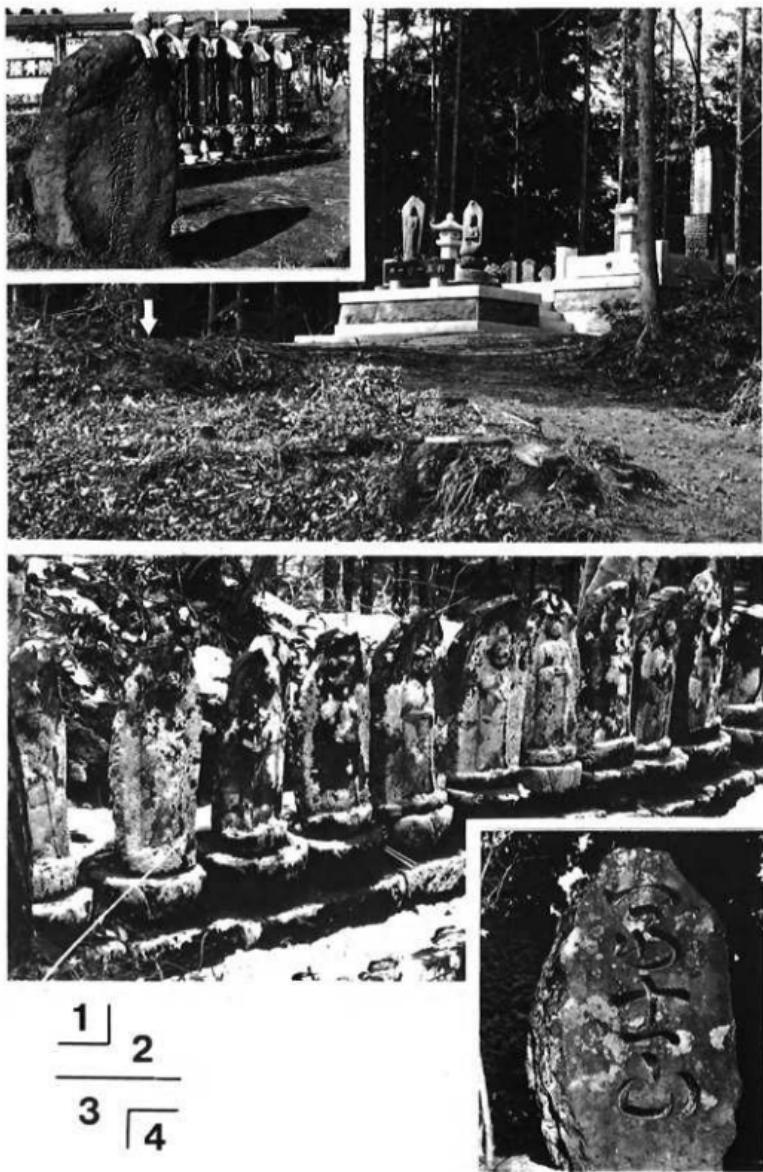
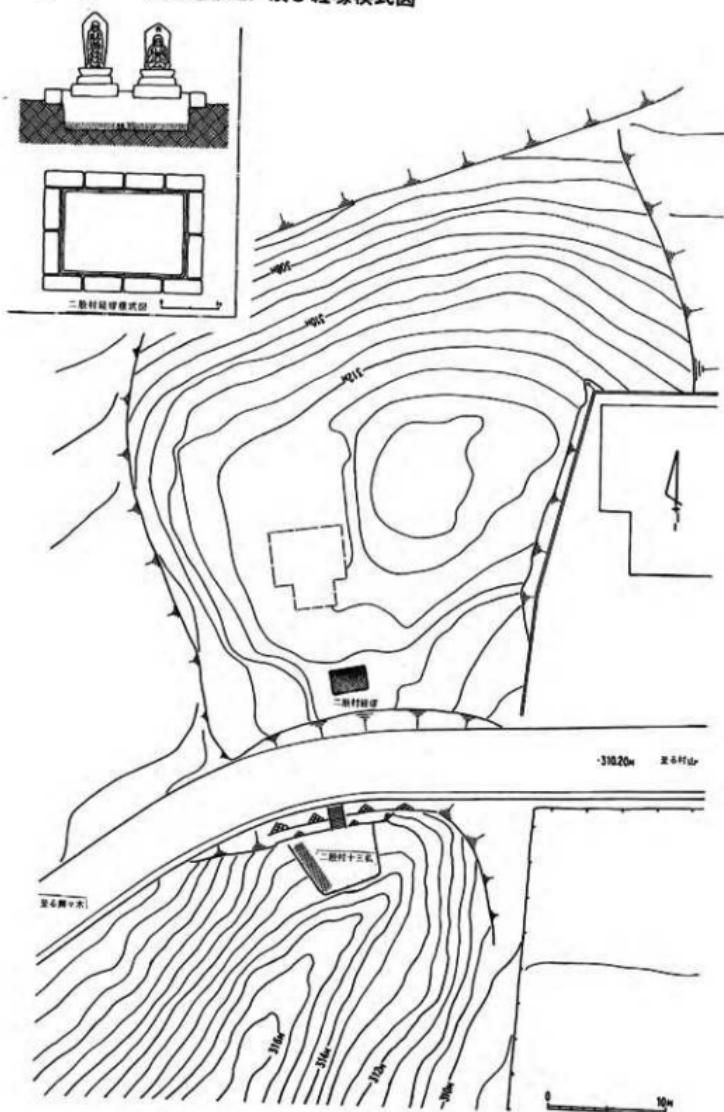


図-3 周辺地形図、及び経塚模式図



図一4 石仏近景

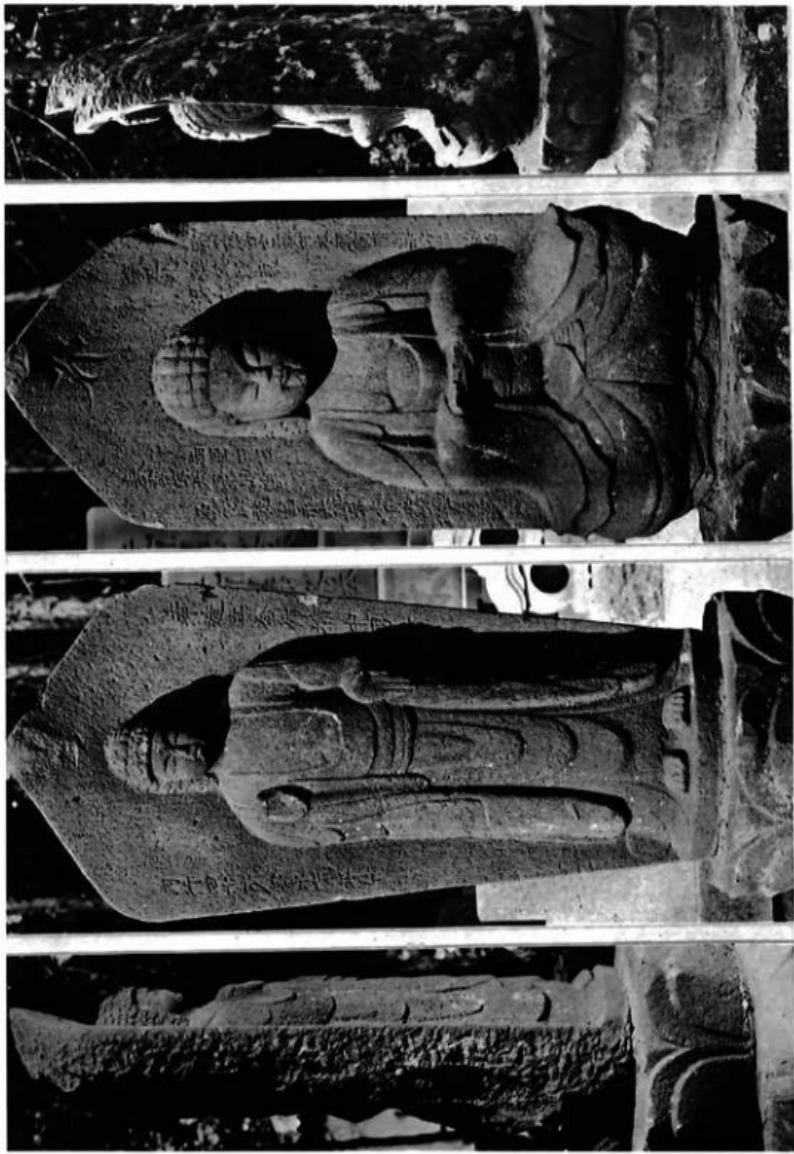
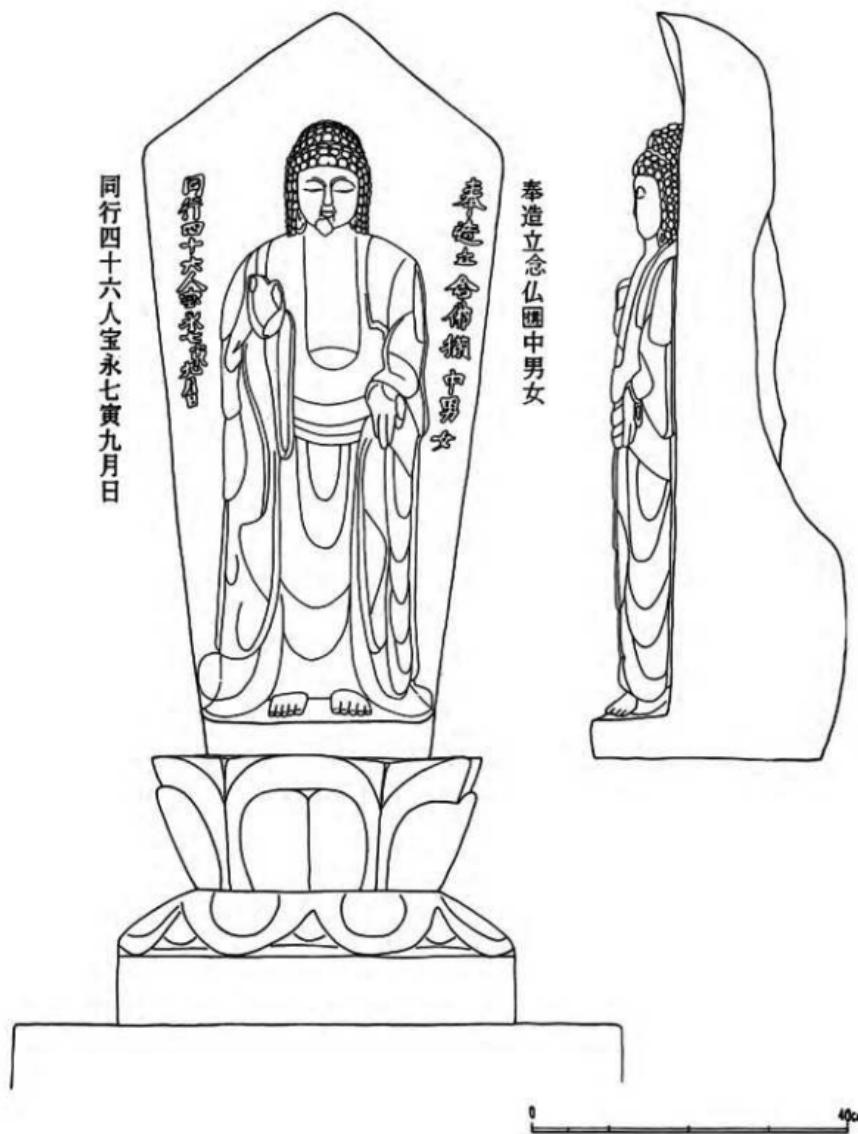
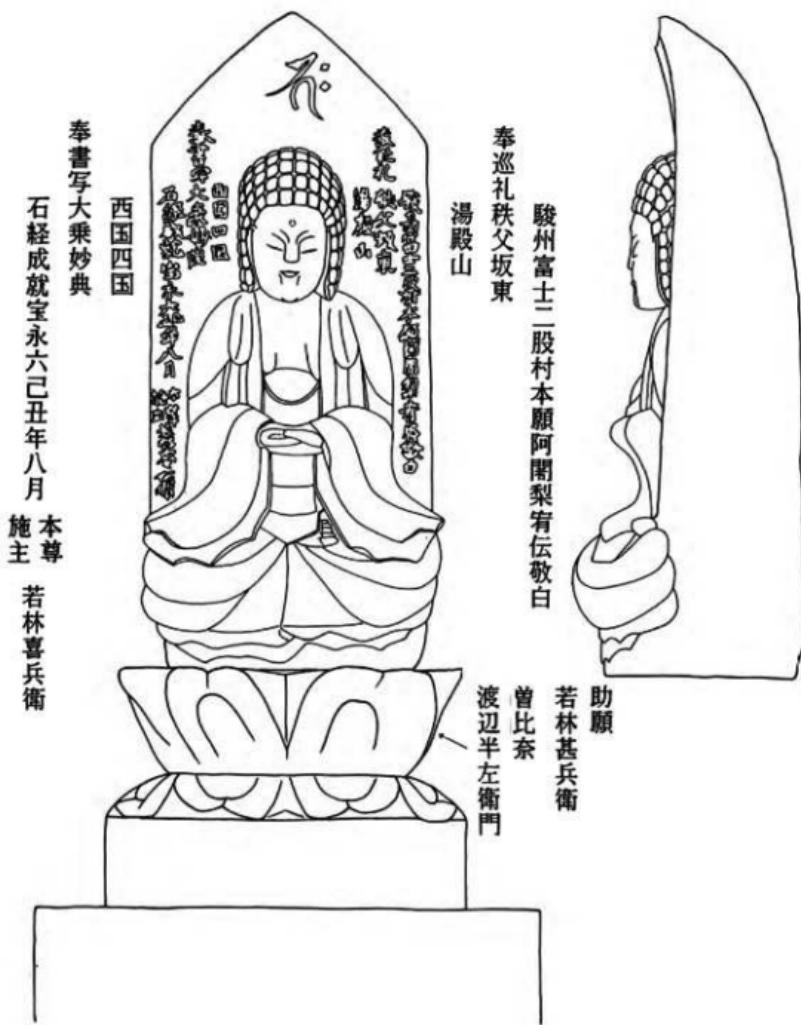


図-5 石仏実測図(1)



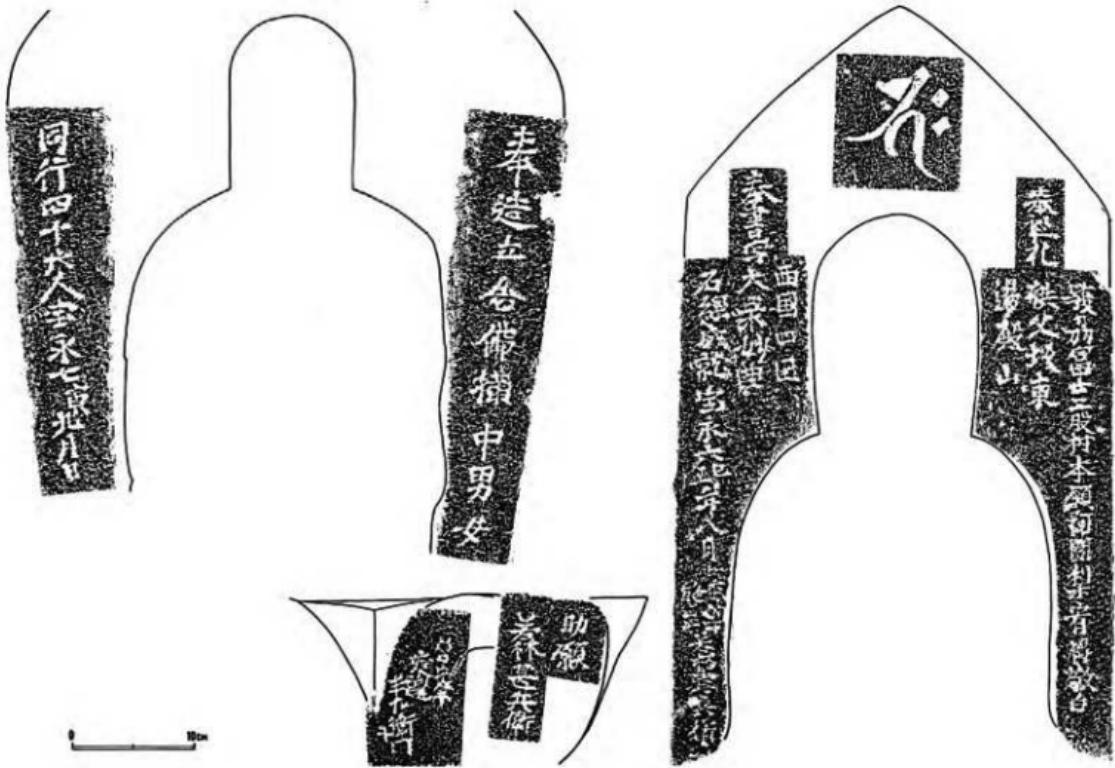
図一 6 石仏実測図(2)



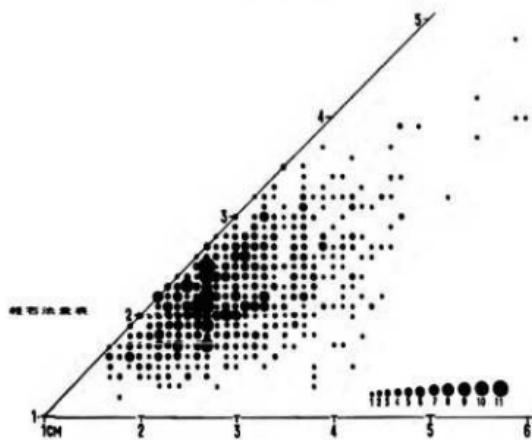
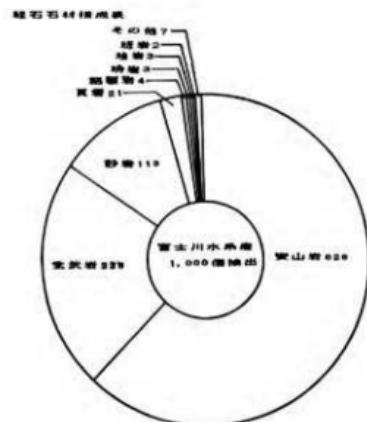
0 40cm

図一七

石仏銘文拓影圖



図一8 写経石石材、及び法量表



図一9 写経石実測図

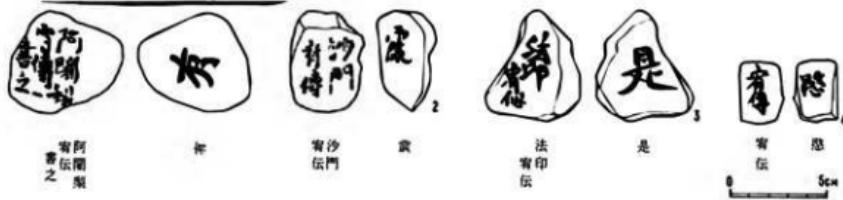


図-10 経文比較表(1)

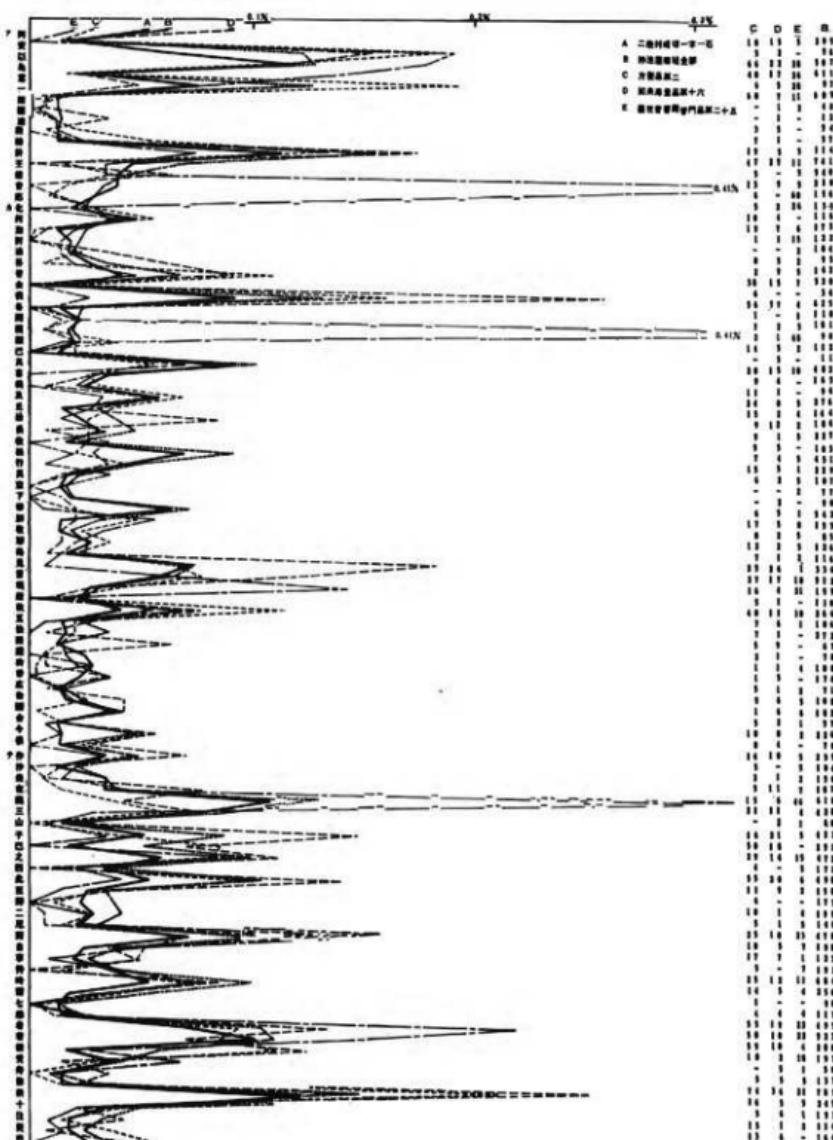


図-11 経文比較表(2)

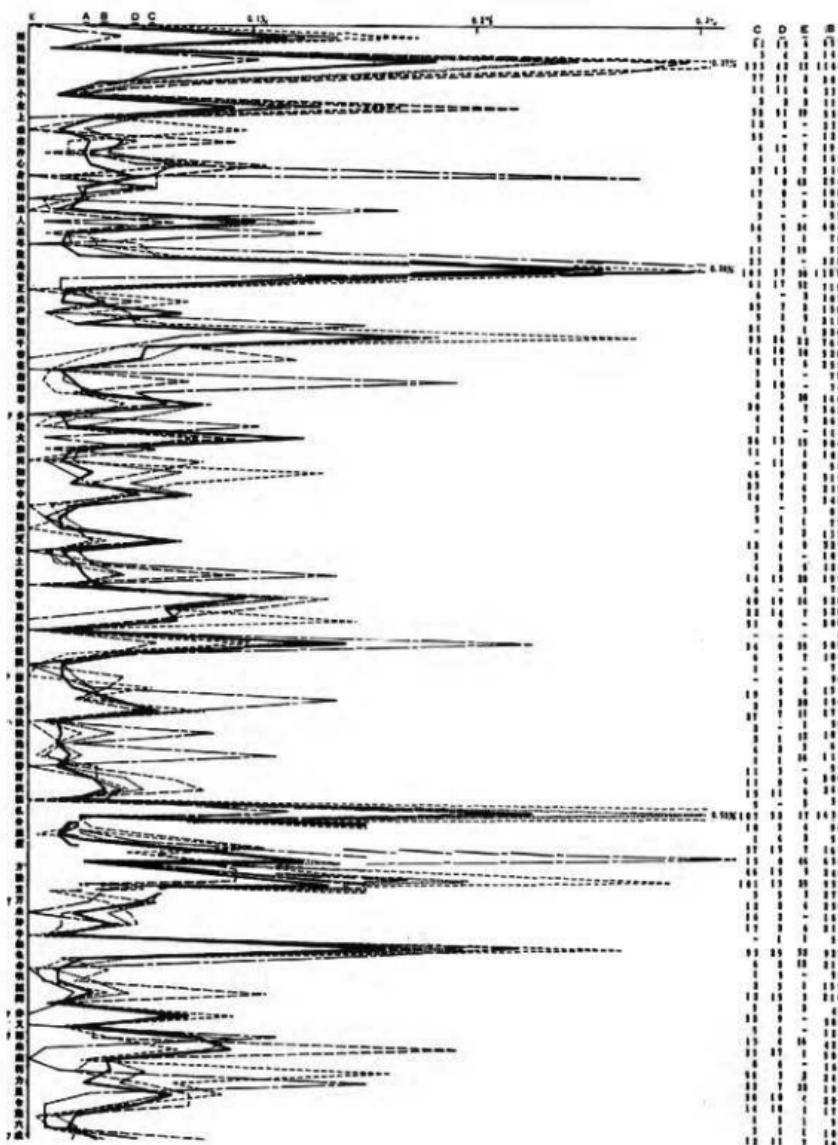


図-12 写経石概観(3)

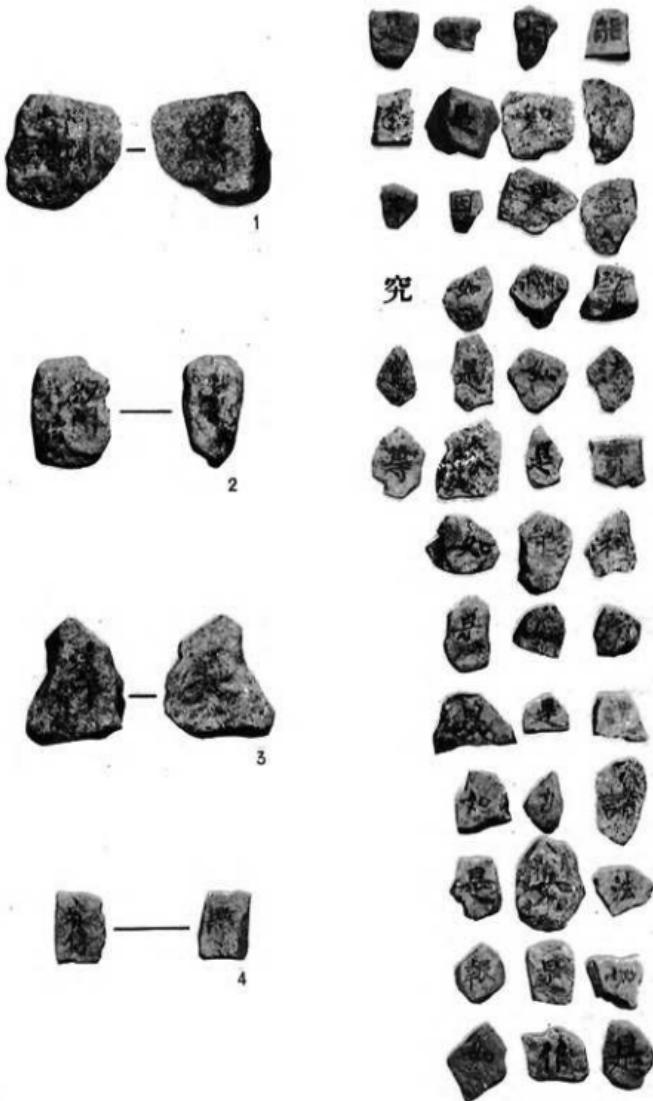


図-13 写経石概観(2)



図-14 写經石概観(1)



富士宮市文化財調査報告書第11集

駿州富士郡二股村石經塚

昭和62年3月31日

編 集 富士宮市教育委員会
発 行 富士宮市教育委員会
〒418 静岡県富士宮市元城町1-1
(0544) 27-3111 (代)

印 刷 菊 緑 星 社
静岡県富士宮市矢立町705
T E L (0544) 23-2882